

「健やか親子21（第2次）」について 検討会報告書（概要）

I はじめに

- 「健やか親子21」（計画期間：平成13年から平成26年まで）は、21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となって、その達成に向けて取り組む国民運動計画として、「健康日本21」の一翼を担うものである。
- 平成25年11月にとりまとめた最終評価報告書で示された今後の課題や提言をもとに、平成27年度から始まる「健やか親子21（第2次）」について、6回にわたる検討会で議論を進め、平成26年3月に検討会報告書をとりまとめた。

II 「健やか親子21（第2次）」の基本的な考え方

1 基本的視点

- 指標の設定は、下記の観点から行った。
 - ・今まで努力したが達成（改善）できなかったもの（例：思春期保健対策）
 - ・今後も引き続き維持していく必要があるもの（例：乳幼児健康診査事業等の母子保健水準の維持）
 - ・21世紀の新たな課題として取り組む必要のあるもの（例：児童虐待防止対策）
 - ・改善したが指標から外すことで悪化する可能性のあるもの（例：喫煙・飲酒対策）

2 10年後に目指す姿

- 日本全国どこで生まれても、一定の質の母子保健サービスが受けられ、かつ生命が守られるという地域間での健康格差を解消すること。
- 疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を認識した母子保健サービスを展開すること。
- 上記2点から、10年後の目指す姿を「すべての子どもが健やかに育つ社会」とした。

3 課題の構成

- 「すべての子どもが健やかに育つ社会」の10年後の実現に向け、3つの基盤となる課題と2つの重点的な課題を設定した（図1、表1）。
- まず、3つの基盤課題のうち、基盤課題Aと基盤課題Bには従来から取り組んできたが引き続き改善が必要な課題や、少子化や家族形態の多様化等を背景として新たに出現してきた課題があり、ライフステージを通してこれらの課題の解決を図ることを目指す。また、基盤課題Cは、基盤課題Aと基盤課題Bを広く下支えする環境づくりを目指すための課題として設定した。
- 次に、2つの重点課題は、様々ある母子保健課題の中でも、基盤課題A～Cでの取組をより一歩進めた形で重点的に取り組む必要があるものとして設定した。

図1 健やか親子21(第2次) イメージ図

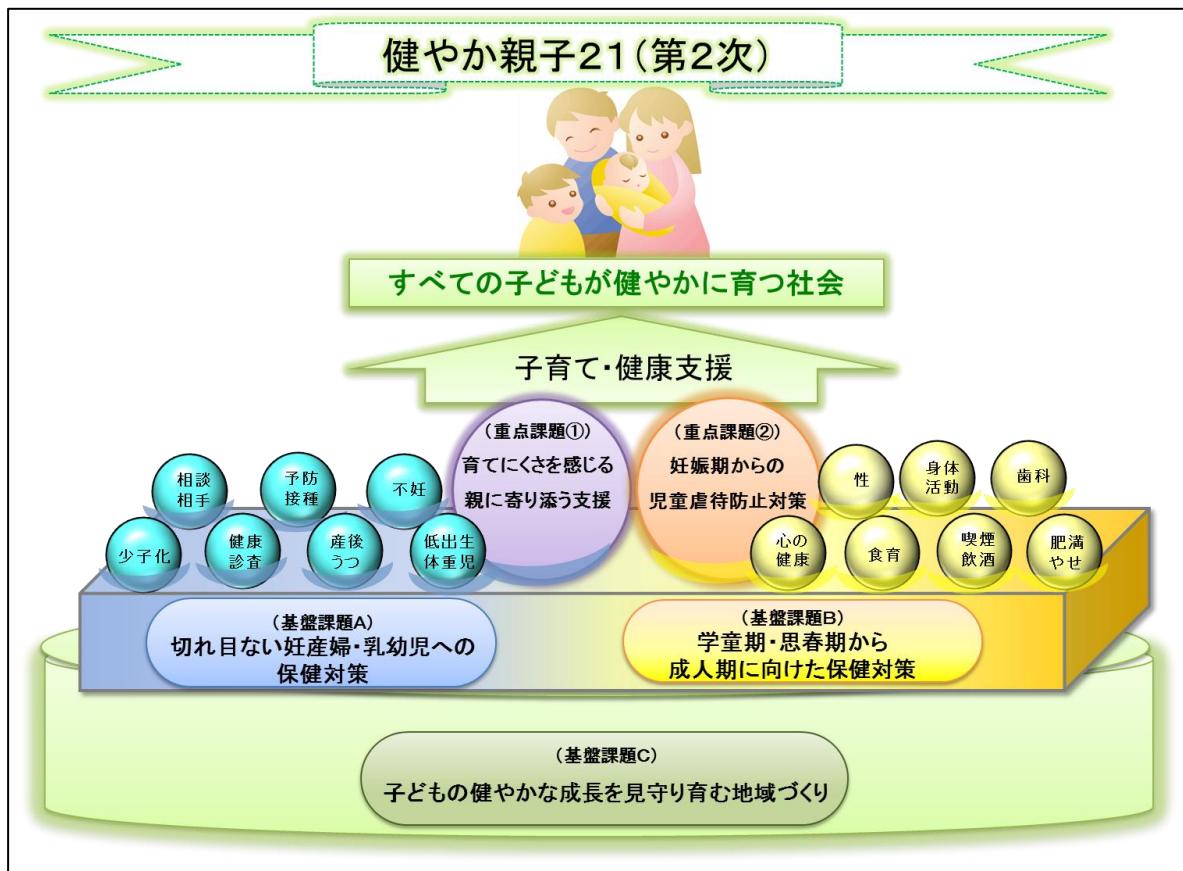


表1 「健やか親子21(第2次)」における課題の概要

課題名		課題の説明
基盤課題A	切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連機関間の有機的な連携体制の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体制の構築を図ることにより、切れ目ない支援体制を目指す。
基盤課題B	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	児童生徒自らが、心身の健康に关心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、多分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指す。
基盤課題C	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指す。具体的には、国や地方公共団体による子育て支援施策の拡充に限らず、地域にある様々な資源(NPOや民間団体、母子愛育会や母子保健推進員等)との連携や役割分担の明確化が挙げられる。
重点課題①	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	親子が発信する様々な育てにくさ ^(※) のサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図ることを重点課題の一つとする。 (※)育てにくさとは：子育てに関わる者が感じる育児上の困難感で、その背景として、子どもの要因、親の要因、親子関係に関する要因、支援状況を含めた環境に関する要因など多面的な要素を含む。育てにくさの概念は広く、一部には発達障害等が原因となっている場合がある。
重点課題②	妊娠期からの児童虐待防止対策	児童虐待を防止するための対策として、①発生予防には、妊娠届出時など妊娠期から関わることが重要であること、②早期発見・早期対応には、新生児訪問等の母子保健事業と関係機関の連携強化が必要であることから重点課題の一つとする。

III 目標の設定

- 現計画の指標をもとに、「健康水準の指標」、「健康行動の指標」、「環境整備の指標」の三段階に整理した。また、現計画において目標を達成したと評価したもの等を「参考とする指標」として設定し、具体的な目標値を設けないものの、データの推移等を継続的に注視する指標とした。
- 現計画では、目標を設けた指標が 69 指標 74 項目と多かったため、達成状況や現状を踏まえ見直しを行い、目標を設けた 52 の指標（うち再掲 2 指標を含む）と、目標を設けない参考とする指標として 28 の指標を設定した。
- 目標値の設定にあたっては、既存の統計調査から現状や今後の推移の見通し等の分析を行い、向こう 10 年間で取組が着実に促されるよう段階的な目標設定を行った（別紙）。なお、既存の調査がない指標については、今後出来るだけ速やかに調査研究等を行い、ベースライン値及び目標値を設定する。

IV 国民運動計画としての取組の充実に向けて

1 国民の主体的取組の推進

すべての子どもが健やかな生活を送ることができるように、国民一人ひとりが、親子を取り巻く温かな環境づくりへの関心と理解を深め、主体的に取り組むこと。

2 「健やか親子 21」推進協議会及び各参画団体の活動の更なる活性化

課題の達成に向け、取組を推進する団体等が活動しやすく、連携しやすい柔軟な仕組みを取り入れることや、学術団体や職能団体などと連携した取組を推進すること。

3 企業や学術団体等との連携、協働による取組推進の体制づくり

子育て等に関連する事業を展開する企業や学術団体等と連携した普及啓発活動を行うこと。また、参画する企業にとっても、広報活動や社会貢献に繋がる仕組みを検討すること。

4 国及び地方公共団体における取組の推進

－健康格差の解消に向けて国・都道府県・市町村に求められる役割－

- 計画期間と達成すべき具体的課題を明確にした目標を設定し、「①地域の現状等の把握（情報収集）→②課題の抽出→③改善策の検討→④改善策の実行」という P D C A サイクルで母子保健事業を実施し、評価する仕組みが必要であること。
- 国は、全国的な母子保健水準や母子保健事業の実施状況等を評価するための目標を設定し、広く関係者等に対して、その目標を周知すること。
- 都道府県は、県内の課題の把握等を広域的かつ専門的な立場から行い、都道府県母子保健計画を策定し、課題解決に向けて、県内の地方公共団体間の役割分担や関係機関等との連携強化について中心的な役割を果たすこと。
- 県型保健所は、地域保健における広域的、専門的かつ技術的拠点であり、管内市町村における事業評価及び改善を円滑に進めるために、積極的に協力・支援に取り組むこと。
- 市町村は母子保健事業の主たる実施者として、関連部署や関係機関等と連携し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行い、把握した情報等から課題の明確化や対応策の検討を行い、事業に反映すること。指定都市・中核市の場合は、県型保健所の役割も同時に担うことになるが、より広域的な事業評価等を行っていくために、都道府県と連携すること。